

鹿児島県林地開発許可事務処理要領

(趣 旨)

第1条 林地開発の許可に関する事務の処理について、森林法（昭和26年法律第249号以下「法」という。）、森林法施行令（昭和26年政令第276号。以下「政令」という。）、森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号。以下「省令」という。）、鹿児島県森林法施行細則（平成12年3月31日規則第128号。以下「細則」という。）で定めるもののほか、この要領で定めるところによる。

(開発行為に関する申請書)

第2条 省令第4条に規定してある申請書については、別記第1号様式によることとし、申請書の「開発行為の施行体制」に記載した施行者のうち防災施設の設置に関わる者については、次の書類を添付することとする。

- (1) 建設業法許可書（土木工事業）
- (2) 事業経歴書
- (3) 預金残高証明書
- (4) 納税証明書
- (5) 事業実施体制を示す書類（職員数、主な役員・技術者名等）
- (6) 林地開発に係る施工実績を示す書類（監督処分及び行政指導があった場合は、その対応状況を含む。）

(開発行為に関する計画書)

第3条 細則第2条第1項の計画書に添付する図書については、次により作成することとする。

- (1) 他法令及び公共施設等の関する許認可・協議・協定状況に関する事項については別記第2号様式による。
- (2) 残置森林等の管理に関する事項については、別記第3号様式による。
- (3) 事業実施のための収支計画に関する事項については、別記第4号様式によることとし、次の書類を添付することとする。

ア 資金の調達について証する書類（自己資金により調達する場合は預金残高証明、融資により調達する場合は融資証明書等、資金の調達方法に応じ添付する。）

イ 貸借対照表、損益計算書等の法人の財務状況や経営状況を確認できる資料

ウ 納税証明書

エ 事業経歴書

オ 法人の登記事項証明書

カ 定款（法人の場合）

キ 住民票等（個人の場合）

ク 森林法第10条の3第1項の規定による開発行為の中止又は復旧に必要な行為をすべき旨の命令を受けており、かつ、これに従っていない者に該当しないことを誓約

する書類

(4) 工事工程計画に関する事項については、別記第5号様式による。

(5) 防災施設に関する事項については、別記第6号、7号、8号、9号、10号、11号様式による。また、開発行為中及び完了後の維持管理方法を記載した書類を添付することとする。

(同意に関する事項)

第4条 細則第3条第1項の同意を得ていることを証する書類（以下「同意書」という。）は、別記第13号様式によることとし、次に定める書類を添付することとする。

(1) 開発区域内の権利及び同意等の状況一覧表（別記第12号様式）

(2) 開発区域内の同意書に関する印鑑証明

(3) 開発区域内の土地の登記簿謄本

(4) 土地の売買等がある場合は、売買契約書等

2 利害関係者の同意及び開発区域周辺居住者の同意については、別記14号様式、別記第15号様式により提出するものとする。

(開発行為の申請書及び計画書に添付する図書)

第5条 省令第4条に規定する位置図、区域図及び細則第2条第1項に規定する計画書に添付する図面は次により作成することとする。

図面の種類	示すべき事項等	縮尺
位置図	開発行為に係る森林の位置 道路等の場合は、起点及び終点	1/5,000以上の 地形図
区域図	開発区域 県・市郡・町村・大字・字 開発区域内の地番 区域隣接地の地番 国有里道・水路 開発行為に係る森林の区域 残置森林の区域 保安林区域	1/5,000以上の 地形図
現況図	林況 開発区域及び周辺の状況	1/5,000以上の 地形図
施設計画図	開発区域 造成計画及び施設の位置 残置森林 造成森林 緑地	1/5,000以上の 地形図

	保安林 防災施設	
--	-------------	--

土地利用計画図	開発区域 切土・盛土の区域 法面の施工位置 縦横断測量の測点 残置森林	1/5,000以上の 地形図
緑化計画図	残置森林及び面積 造成森林及び面積 造成緑地及び面積 残置緑地及び面積 施設用地及び面積 防災施設用地及び面積 その他及び面積	1/5,000以上の 地形図
字絵図・地積図等	地籍調査図又は法務局保管の字絵図の写し 森林計画図（森林簿を含む）	任意
縦断面図 横断面図	縦横断面図 切土・盛土の面積 切土・盛土の標準断面図	1/200以上
防災計画平面図	開発区域 防災施設の位置、工種、番号等 集水区域 排水施設の位置、番号等	1/5,000以上の 地形図
防災施設構造図	各施設の平面図、正面図、側面図、構造図	任意
流域現況図	ネック調査地点 ネック地点及び河川の流域	1/5,000以上の 地形図
ネック調査地点の断面図	ネック断面及び面積	任意
その他	その他、知事が特に求める図面	任意

（地域振興局長等の事前指導及び予備審査）

第6条 当該開発地域を管轄する地域振興局長、支庁長（以下「地域振興局長等」という。）は、申請前に林地開発許可申請書、計画書、添付図書及び図面（以下「申請書等」という。）について事前指導を行うことができるものとする。

2 地域振興局長等は、申請書等が提出されたときは、現地調査を実施するとともに、許可申請に係る開発行為が法第10条の2第2項各号に規定する許可基準に適合しているか

予備審査を行うものとする。

- 3 地域振興局長等は、申請書等が審査に必要な内容を具備されていないと判断したとき、あるいは、申請内容が許可基準に適合していないと判断したときは、法10条の2第1項の許可を受けようとする者（以下「開発申請者」という。）に対し補正のための指示を行うものとする。

（市町村長の意見聴取）

第7条 地域振興局長等は、申請書等が提出され、審査が終了したときは、法第10条の2第6項の規定に基づき関係市町村長の意見を徴するため、申請書等の写しを遅滞なく当該開発区域の所在する市町村長に送付するものとする。

（地域振興局長等の意見及び申請書等の進達）

第8条 地域振興局長等は、前項の市町村長の意見を徴した後、参考意見として次に掲げる事項につき、別記第16号様式により知事に意見を述べるものとする。

- (1) 災害の防止に関する事項
- (2) 水害の防止に関する事項
- (3) 水の確保に関する事項
- (4) 環境の保全に関する事項
- (5) 一般的事項（事業実施の確実性、同意関係、他法令関係）
- (6) 機能の高い森林の保全に関する事項
- (7) その他、参考となる事項

- 2 地域振興局長等は、申請書等1通に前項の意見書及び市町村長の意見書を添えて知事に進達するものとする。

（許可の審査）

第9条 知事は地域振興局長等から申請書等が送付されたときは、許可申請に係る開発行為が法第10条の2第2項各号に規定する許可要件に適合しているか書類審査を行うとともに、現地調査を行うものとする。

- 2 知事は、申請書等に審査に必要な内容が具備されていないと判断したとき、あるいは、申請内容が許可基準に適合していないと判断したときは、開発申請者に対し速やかに補正のための指示を行うものとする。
- 3 知事は、開発行為に係る森林面積が10ヘクタール以上の案件については、鹿児島県森林審議会の意見を聴取したうえで許可の適否を決定する。

（森林の配置）

第10条 林地開発許可申請の審査にあたり、森林の配置については、開発行為の目的によって、次の表で審査することとする。

開発行為 の目的	開発区域内において 残置し又は造成する 森林又は緑地の割合	森 林 の 配 置 等
別荘地の造成	残置森林率はおおむね60パーセント以上とする。	原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 1区画の面積はおおむね1,000平方メートル以上とし、建物敷等の面積はそのおおむね30パーセント以下とする。
スキー場の造成	残置森林率はおおむね60パーセント以上とする。	原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 滑走コースの幅はおおむね50メートル以下とし、複数の滑走コースを並列して設置する場合は、その間の中央部に幅おおむね100メートル以上の残置森林を配置する。 滑走コースの上、下部に設けるゲレンデ等は1箇所当たりおおむね5ヘクタール以下とする。また、ゲレンデ等と駐車場との間には幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。
ゴルフ場の造成	森林率はおおむね50パーセント以上 (残置森林率おおむね40パーセント以上)とする。	原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林(残置森林は原則としておおむね20メートル以上)を配置する。 ホール間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林(残置森林はおおむね20メートル以上)を配置する。
宿泊施設、レジャー施設の設置	森林率はおおむね50パーセント以上 (残置森林率おおむね40パーセント以上)とする。	原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 建物敷の面積は事業区域の面積のおおむね40パーセント以下とし、事業区域内に複数の宿泊施設を設置する場合は、極力分散させるものとする。 レジャー施設の開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね5ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数設置する場合は、その間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。

工場、事業場の設置	森林率はおおむね25パーセント以上とする。	開発区域内の開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール以上の場合は原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林を配置する。 開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね20ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。
太陽光発電施設の設置	1 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が40ヘクタール未満の場合は、森林率はおおむね25パーセント以上(残置森林率おおむね15パーセント以上)とする。 2 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が40ヘクタール以上の場合は、残置森林率はおおむね60パーセント以上とする。	1 原則として周辺部に残置森林を配置する。また、りょう線の一体性を維持するため、尾根部については、原則として残置森林を配置する。 2 開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね20ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林(ただし、事業区域内の開発行為に係る森林の面積が40ヘクタール以上の場合は、4のとおり全て残置森林)を配置する。 3 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール以上40ヘクタール未満の場合は、原則として周辺部におおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林(おおむね30メートル以上の幅のうち一部又は全部は残置森林)を配置することとする。 4 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が40ヘクタール以上の場合は、原則として周辺部におおむね30メートル以上の残置森林を配置する。また、開発行為に係る森林の区域は、位置の偏りが生じないようおおむね均等にこれを配置し、開発行為に係る森林の区域の間やその周辺部に十分な幅の残置森林を配置する。

		(注)「1箇所当たりの面積」とは、太陽光発電設備(当該設備に付帯する設備を含む。)又はその集団を設置するための開発行為に係る土地の区域面積を指すものとする。
住宅団地の造成	森林率はおおむね20パーセント以上。 (緑地を含む)	開発区域内の開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール以上の場合は原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林・緑地を配置する。 開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね20ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。

土石等の採掘		原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 採掘跡地は必要に応じ埋め戻しを行い、緑化及び植栽する。また、法面は可能な限り緑化し小段平坦部には必要に応じ客土等を行い植栽する。
--------	--	---

注) 1 「残置森林率」とは、残置森林(残置する森林)のうち若齢林(15年生以下の森林)を除いた面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。

2 「森林率」とは、残置森林及び造成森林(植栽により造成する森林であって硬岩切土面等の確実な成林が見込まれない箇所を除く)の面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。

(標準処理期間)

第11条 申請書等の審査期間は、地域振興局長等が受理してから、80日間(補正の期間を除く。)とする。

(許可等の通知)

第12条 知事は、法第10条の2第1項の規定により開発行為の許可をしたときは、開発申請者に通知(別記第17号様式)するものとする。

2 知事は、前号の通知を行ったときは、関係市町村長及び地域振興局長等に通知するとともに、「森林法等の一部を改正する法律案に関する覚書」に基づき鹿児島県警察本部に通知するものとする。

(主要防災施設の完了)

第13条 地域振興局長等は、主要防災施設工事完了申出書が提出されたときは、現地調査を実施し、主要防災施設の完了確認を行うものとする。

2 地域振興局長等は、前項の現地調査の結果、改善事項があると認めたときは、工事の手直しを口頭又は書面で指示するものとする。

3 地域振興局長等は、主要防災施設及び改善事項の完了を確認したときは、開発行為者に主要防災施設工事完了確認通知書（別記第18号様式）を送付するものとする。

4 地域振興局長等は、主要防災施設の工事完了を確認後、知事に報告するものとする。

5 開発行為者は、主要防災施設の工事完了の確認を受けた後でなければ、主要防災施設以外の開発行為に着手してはならない。

(開発行為の変更許可申請書等)

第14条 林地開発変更許可申請書に係る許可の事務処理は、すべてこの要領の申請書に係る各条項に準じて行うものとする。

2 知事は、細則第4条第2項の届出書の提出があった場合は、必要に応じて受理通知を開発行為者に送付するものとする。

(施行状況の把握及び現地調査)

第15条 地域振興局長等は、細則第8条の報告を受けたときは、必要に応じて現地調査を行い、内容を確認し施行状況を把握するものとする。

2 地域振興局等は、前号のうちシラス土壌における大規模な施工中の箇所については、月1回程度、現地調査を行うものとする。

(開発行為の中止又は廃止)

第16条 知事は、開発行為者から中止（廃止）届の提出があったときは、必要な措置の施行状況について現地調査を行うものとする。

2 知事は、前項の調査により改善事項があると認めた場合は、期限を定めて必要な措置について手直しを口頭又は文書で通知するものとする。

3 知事は、前2項に基づく措置の完了を確認したときは、必要に応じて開発行為者に中止（廃止）届を認める旨の通知を行うものとする。

(開発行為の承継等)

第17条 細則第11条第2項により、地位承継届を提出するときは、次の書類を添付することとする。

(1) 承継人が法人の場合は、法人登記簿謄本、資金計画及びその裏付けとなる書類

(2) 承継人が個人の場合は、資金計画及びその裏付けとなる書類

(3) 相続又は合併したことが明らかとなる書類

(4) 第2条に定める書類

2 細則第11条第3項により、地位譲渡届を提出するときは、次の書類を添付することとする。

- (1) 承継人が法人の場合は、法人登記簿謄本、資金計画及びその裏付けとなる書類
- (2) 承継人が個人の場合は、資金計画及びその裏付けとなる書類
- (3) 第2条に定める書類

(開発行為中の災害等)

第18条 知事は災害発生届の提出があった場合は、復旧計画の内容について現地調査を実施し、適正なものについては措置勧告（別記第19号様式）により開発行為者に通知し、復旧計画が適正でない場合は、口頭又は書面で復旧計画の変更を指導するものとする。

2 知事は、措置報告書が提出されたときは、現地が復旧計画の内容に適合しているか現地調査を実施し確認するものとする。

3 知事は、前項の調査により、改善が必要であると認めた場合は、期限を決めて工事の手直しを指示するものとする。

(開発行為の完了)

第19条 知事は、完了届の提出があった場合は、開発行為の内容について、完了確認調査を行うものとする。

2 知事は、前項の調査により改善の必要があると認めた場合は、必要な措置について手直しを口頭又は文書で通知するものとする。

3 知事は、完了確認調査を行ったときは、必要に応じて開発行為者に林地開発行為に関する工事完了確認通知書（別記第20号様式）を送付するものとする。

4 細則第13条第2項の林地開発行為一部完了届に対する知事の完了確認調査等の措置は、第1項から第3項までの規定を準用するものとする。

(違反の通報)

第20条 地域振興局長等は、法第10条の2第1項及び第4項の規定に違反と思われる開発行為を発見したときは、開発行為者に適切な措置を講じるよう指導するとともに、ただちに違反通告書（別記第21号様式）により知事に報告するものとする。

(監督処分及び措置報告)

第21条 知事は、前条の報告を受けた場合は、必要に応じて現地調査を行うものとする。

2 知事は、調査の結果、違反者に対しては、開発行為の中止を指導し、これに従わない場合は、法第10条の3の規定に基づき開発行為の中止を中止命令（別記第22号、23号様式）により命ずるものとする。

3 知事は、違反した行為者によって、損なわれた森林の機能を回復するため必要な措置をとるように開発行為者を指導するものとし、開発行為者がこれに従わない場合は、法第10条の3の規定に基づき復旧に必要な行為を復旧命令（別記第24号様式）により命ずるものとする。

- 4 第2項又は第3項により中止又は復旧に関する命令を受けた者が、正当な理由がなくて当該命令に従わなかったときは、その旨及び当該命令に係る森林の土地の地番その他必要な事項を公表することができるものとする。
- 5 開発行為者は、第3項の指示を受けてそれぞれ必要な措置を完了したときは、林地開発行為に係る措置報告書（別記第25号様式）を地域振興局長等を経由して知事に提出するものとする。
- 6 知事は、措置報告の確認の調査を行い、第3項の復旧命令に従った措置がなされていることを確認したときは、開発行為者に復旧工事の完了確認通知（別記第26号様式）を地域振興局長等を経由して送付するものとする。

（許可制の適用のない林地開発行為）

第22条 法第10条の2第1項第1号及び第3号の規定により、許可制の適用のない林地開発行為を行おうとする者は、林地開発行為事前申出書（別記第27号様式。以下「申出書」という。）に係関係図書を添付して、当該開発区域を管轄する地域振興局長等に提出し、連絡調整を行わなければならない。

- 2 申出書に添付すべき関係図書は、次によることとする。
 - (1) 道路、鉄道等の線的な開発行為に関する申出書に添付すべき関係図書
 - ア 林地開発事業計画書（別記第28号様式）
 - イ 工事工程計画表（別記第5号様式）
 - ウ 位置図（5万分の1）
 - エ 施設計画図
 - (2) 同項第1号以外の面的な開発行為に関する申出書に添付すべき関係図書
 - ア 林地開発事業計画書（細則第1号様式）
 - イ 工事工程計画表（別記第5号様式）
 - ウ 調整池に関する事項（別記第7号、9号、10号様式）
 - エ 排水施設一覧表（別記第11号様式）
 - オ 区域図
 - カ 施設計画図
 - キ 緑化計画図
 - ク 防災計画平面図
 - ケ 森林計画図
- 3 地域振興局等は、同条第1項の申出があったときは、その内容について、林地開発許可制度の趣旨に即して開発行為が行われるよう十分な連絡調整を行うものとする。
- 4 地域振興局長等は、連絡調整が了したときは、遅滞なく申出者に別記第29号様式により通知するとともに、知事に次に掲げる図書を添付して報告するものとする。
 - (1) 通知書（写し）
 - (2) 林地開発行為事前申出書（写し）
 - (3) 林地開発事業計画書
 - (4) 施設計画図

附 則

(施行期日)

- 第1条 この要領は、平成12年4月1日から施行する。
- 第2条 この要領は、平成17年4月1日から施行する。
- 第3条 この要領は、平成18年4月1日から施行する。
- 第4条 この要領は、平成19年4月1日から施行する。
- 第5条 この要領は、平成25年10月23日から施行する。
- 第6条 この要領は、平成28年4月1日から施行する。
- 第7条 この要領は、令和2年4月1日から施行する。
- 第8条 この要領は、令和3年1月19日から施行する。
- 第9条 この要領は、令和5年4月1日から施行する。
- 第10条 この要領は、令和5年10月1日から施行する。
- 第11条 この要領は、令和8年8月10日から施行する。

林地開発許可申請書

令和 年 月 日

鹿児島県知事 殿

住 所

氏 名

法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名

次のとおり開発行為をしたいので、森林法第10条の2第1項の規定により許可を申請します。

開発行為に係る 森林の所在場所	
開発行為に係る 森林の土地の面積	
開発行為の目的	
開発行為の着手 予 定 年 月 日	
開発行為の完了 予 定 年 月 日	
開 発 行 為 の 施 行 体 制	
備 考	

注1 面積は実測とし、ヘクタールを単位として小数第4位まで記載すること。

2 開発行為を行うことについて環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評手続を必要とする場合には、備考欄にその手続の状況を記載すること。

3 開発行為の施行体制の欄には、開発行為の施行者を記載するとともに、その施行者に防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類を添付すること。なお、申請時において開発行為の施行者が確定していない場合における当該欄の記入については、開発行為に着手する前に必要な書類を提出することを誓約する書類等の提出をもってこれに代えることができる。

第2号様式（第3条関係）

他法令及び公共施設等に関する許認可・協議・協定一覧表

1 承認・許認可

法 令 等	関 係 課 等	承 認 又 は 許 認 可 の 状 況
国 土 利 用 計 画 法	地域政策課	
土地対策要綱（土地利用協議）	〃	
農 地 法	関係市町村	
農業振興地域の整備に関する法律	農村振興課	
都 市 計 画 法	建 築 課	
宅地造成等規制法	〃	
砂 防 法	砂 防 課	
自 然 公 園 法	自然保護課	
県自然環境保全条例	〃	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物・リサイクル対策課	
文 化 財 保 護 法	文 化 財 課	
採 石 法	商工政策課	
砂 利 採 取 法	〃	
土 壌 汚 染 対 策 法	環境保全課	
市(町・村)法定外公共物管理条例	関係市町村	
市（町・村）景 観 条 例	〃	
大規模開発に伴う調整池設置基準（案）	河 川 課	

2 協議・協定等

公 共 施 設 等 名 称	管 理 者	協 議 年 月 日	協 議 内 容 及 び 結 果

注1 「承認又は許認可の状況」の欄には、承認（又は許可）年月日を記載すること。また、申請中の場合には申請年月日を記載すること。

2 道路・河川・水路等の隣接、取付け、使用及び市町村との開発協定等について記載すること。

3 該当しない場合には、「該当なし」と記載すること。

4 許認可・協議・協定等の写しを添付すること。

残置森林等の管理に関する誓約書

令和 年 月 日

鹿児島県知事 殿

住 所

氏 名

残置森林等について、下記のとおり維持管理することを誓約します。

記

1 開発行為に係る森林の所在場所

市
鹿児島県 郡 町

2 残置森林等の内容

区 分	面 積	区 域
残 置 森 林	h a	緑化計画図のとおり
造 成 森 林	h a	緑化計画図のとおり
緑 地	h a	緑化計画図のとおり

3 残置森林等の保存

残置森林等は、他の目的には一切転用いたしません。

4 残置森林等の維持管理

残置森林等の維持管理は、災害の防止、水源かん養及び環境の保全など、森林及び緑地のもつ公益的機能の増進に努めます。

5 地域森林計画の遵守

残置森林等が地域森林計画の対象となる場合には、その計画に適合した樹種を適期に植栽します。

6 補植、改植及び再造林の実施

残置森林等のうち、補植又は改植及び再造林を必要とする箇所には、現地に適合した樹種を適期に植栽します。

7 保育の実施

造成森林及び緑地については、活着するまでの間、散水等を行います。また、残置森林及び造成森林については、下刈、除伐、間伐、施肥、病虫害の防除等、必要に応じて適切な保育作業を行います。

8 誓約事項の承継

残置森林等の所有権、その他森林等を利用する権利を他に譲渡したときには、この誓約事項を当該権利者に承継します。

収 支 計 画 書

（単位：千円）

年 度 科 目		年 度	年 度	年 度	計
収 入	自 己 資 金				
	借 入 金				
	立 替 金				
	処 分 収 入				
	負 担 金				
	計				
支 出	事 業 費				
	用 地 費				
	工 事 費				
	計				

工 事 工 程 計 画 表

[illegible]

注1 工種については具体的に分類すること。（例：準備工、切土工、盛土工、沈砂池工、調整池工、擁壁工、排水施設工、法面保護工、植栽工等）

2 防災施設工事を先行させること。

擁壁計画一覧表

擁 壁 番 号			
形 式			
構 造	長 さ L (m)		
	高 さ H (m)		
	天 端 幅 W (m)		
	堤 底 幅 B (m)		
	法 勾 配	表	
		裏	
転 倒	常 時	$e \leq B / 6$	
	地震時	$e \leq B / 3$	
滑 動	常 時	$F_s \geq 1.5$	
	地震時	$F_s \geq 1.2$	
地 盤 反 力	常 時	$Q_1 (t/m^2) \leq$ 設計根拠	
		$Q_2 (t/m^2) \leq$ 設計根拠	
	地震時	$Q_1 (t/m^2) \leq$ 設計根拠	
		$Q_2 (t/m^2) \leq$ 設計根拠	
備 考			

- 注 1 擁壁番号は防災施設平面図と一致させること。
 2 設計根拠（安定計算）を添付すること。
 3 構造物の安全率等については、鹿児島県林地開発許可制度の手引によることとする。

調整池の必要性の検討

ネック地点の検討

流域 番号	河 川 等 名	A) 流 下 能 力 (m^3/s)	B) 30 年確率降雨に よる開発前の流量 (m^3/s)	C) A < B に○印	C 欄 に ○ 印 が あ れ ば 右 の 欄 を 計 算 す る こ と	D) 30 年確率降雨に よる開発後の流量 (m^3/s)	E) $\frac{D-B}{B} \times 100 (\%)$	備 考

A < B で、かつ、E が 1 % 以上増加する場合には調整池が必要である。

検討の結果、調整池は〔 必要 不要 〕である。

- 注1 土木部河川課の基準（大規模開発に伴う調整池設置基準）で調整池を設置する場合は、調整池の必要性の検討（第7号様式）、ネック地点等選定の同意書（第8号様式）及びネック調査地点の断面図は、不要とする。
- 2 土木部河川課の基準等で調整池が不要であっても、この調整池の必要性の検討で調整池が必要であると判断されたときには調整池を設置すること。
- 3 ネック地点等の選定に当たっては、ネック地点等選定の同意書（第8号様式）が必要である。
- 4 設計根拠を添付すること。

ネ ッ ク 地 点 等 選 定 の 同 意 書

令和 年 月 日

殿

河川管理者

住 所

氏 名

印

あなたが森林法第 10 条の 2 に基づき林地開発行為を行うにあたり、調整池の必要性の検討のための「河川等のピーク流量を安全に流下させることのできない地点（ネック地点）」の選定について同意します。

摘 要

調 整 池 計 画 一 覧 表

調 整 池 番 号		
形 式 （ 構 造 ）		
集 水 面 積 (ha)	計 画 地 内	
	計 画 地 外	
流 出 係 数	開 発 前	
	開 発 後	
開 発 後 の 調 整 池 へ の 流 入 量 (m^3/s)		
許 容 放 流 量 (m^3/s)		
オ リ フ ィ ス の 寸 法 (m)		
調 整 後 の 放 流 量 (m^3/s)		
必 要 調 整 容 量 (m^3)		
設 計 調 整 容 量 (m^3)		
必 要 堆 砂 量 (m^3)		
設 計 堆 砂 量 (m^3)		
余 水 吐	余 水 吐 の 寸 法 (m)	
	100 年 確 率 の 洪 水 流 出 量 (m^3/s)	
	余 水 吐 能 力 (m^3/s)	

注 設計根拠を別途添付すること。

沈 砂 池 計 画 一 覧 表

沈 砂 池 番 号	
設 置 時 期 の 区 別 (工事中・完成後・両方)	
形 式 (構 造)	
必 要 堆 砂 量 (m ³)	
設 計 堆 砂 量 (m ³)	
備 考	

注 設計根拠を別途添付すること。

開発区域内の権利及び同意等の状況一覧表

[illegible]

注 開発区域内の土地に関し、権利を有するものが、開発行為者と異なる場合、権利を有するものの同意書（第13号様式）、売買契約書又は賃貸借契約書を添付すること。

開 発 区 域 内 の 施 行 同 意 書

令和 年 月 日

住 所

氏 名 殿

住 所

氏 名 印

私が権利を有する物件について、 地区で森林法に基
づき開発行為（目的： ）を行うことについて同意
します。
また、残置森林部分については、地域森林計画を遵守し、他への転用は致
しません。

所 在 及 び 地 番	権 利 の 種 類	摘 要

注 1 開発区域内の同意を全て得ること。
2 同意書には印鑑証明、土地の登記簿謄本等を添付すること。

利害関係者の同意書

令和 年 月 日

住所

氏 名 殿

住所

氏 名 _____ 印 _____

あなたが 地区で森林法に基づき開発
行為（目的： ）を行うことについて、同意します。

利 害 の 種 類	留 意 事 項

注 利害関係者とは、原則、直接的な水利用に関する水利権者等とする。

開発区域周辺居住者の同意書

令和 年 月 日

住 所

氏 名 殿

住 所

氏 名 印

電話番号（ — — ）

あなたが 地区で森林法に基づき開発
行為（目的： ）を行うことについて、同意します。

集 落 及 び 役 職 名 等 の 名 称	留 意 事 項

注 開発区域周辺居住者とは、以下のとおりとする。

- (1) 開発区域のすぐ下流に関係集落が位置する場合の集落
- (2) 開発区域に隣接し、住居を有する者のうち、騒音、振動、粉塵等による直接的な影響を受ける隣接居住者が存在する場合の隣接居住者

第 年 月 日 令和 鹿 児 島 県 知 事 殿 地域振興局長等 林地開発許可申請書について（副申） から別添のとおり林地開発許可申請書が提出されたので、下記のとおり参考意見を付して進達します。 なお、当該開発行為に対して関係市町村長から意見書の提出があったのであわせて送付します。 記	
申請者の住所	
申請者の氏名 法人にあっては名称及び代表者名	
開発行為に係る森林の所在場所	
開発行為の目的	
開発行為の着手予定年月日	
開発行為の完了予定年月日	

参	考	意	見
1 災害の防止に関する事項			
2 水害の防止に関する事項			
3 水の確保に関する事項			
4 環境の保全に関する事項			
5 一般的事項（事業実施の確実性・同意関係・他法令関係）			
6 機能の高い森林の保全に関する事項			
7 その他			
現 地 調 査 年 月 日			

指令 第 号
指令先

令和 年 月 日付けで申請のあった林地開発許可申請については、森林法第 1 0 条の 2 第 1 項及び第 4 項の規定により別紙条件を付して許可します。

令和 年 月 日

鹿児島県知事 印

記

開発行為に係る森林の所在場所	
開発行為に係る森林の土地の面積	
開発行為の目的	
教 示	この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に知事に対して異議申立てをし、又は行政事件訴訟法の定めるところによりこの処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 ヶ月以内（当該期間内であっても、処分の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）に県を被告として（訴訟において県を代表する者は知事となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定を知った日の翌日から起算して 6 ヶ月以内に提起しなければなりません。

主 要 防 災 施 設 工 事 完 了 確 認 通 知 書

令和 年 月 日

様

鹿児島県知事

印

下記の林地開発行為に係る主要防災施設工事について、適切に完了していることを確認しました。

記

許可年月日及び番号	年 月 日 指令 第 号	
開発行為に係る 森林の所在場所		
申請者の住所氏名		
主要防災施設の名称	数 量	摘 要
備 考	主要防災施設の維持管理を徹底しながら他の工事にかかること。 また、許可区域全体の工事が完了したら「主要防災施設工事区域」も含めて完了届を提出すること。	

開発行為中の災害発生に係る措置勧告

令和 第 年 月 日

住 所

氏 名

鹿児島県知事 印

年 月 日付けで災害発生届のあった林地開発行為については、年 月 日付け指令 第 号で附した許可条件を履行するほか、次の措置を緊急に実施することを勧告します。

記

措置勧告に係る森林の所在場所 (災害発生 の 場所)	
開 発 行 為 の 目 的	
指 令 の 内 容	

林地開発行為に関する工事完了確認通知書

令和 第 年 月 日 号

様

鹿児島県知事 印

下記の林地開発行為は、現地調査の結果、許可内容に適合して完了していることを確認しました。

記

許可年月日及び番号	年 月 日 指令 第 号
開 発 行 為 の 目 的	
開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 所 在 場 所	
申 請 者 の 住 所 氏 名	
備 考	今後においても、防災施設の管理及び防災措置に十分配慮すること。

違 反 通 告 書

令和 年 月 日

鹿 児 島 県 知 事
殿

地域振興局長等

市町村（又は地域） における林地開発行為について、
下記のとおり、森林法（又は他の法令等）違反と疑わしい行為がありますので通報します。

記

開 発 行 為 の 内 容	
開 発 行 為 者 の 住 所	
開 発 行 為 者 の 氏 名	
開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 所 在 場 所	
違 反 の 内 容	
指 導 し た 内 容	

中 止 命 令

指令 第 号
指令先

森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）第 1 0 条の 3 の規定により、下記のとおり、開発行為の中止を命ずる。

令和 年 月 日

鹿児島県知事 印

記

1 命令に係る土地の所在場所

	市	町	字
鹿児島県	郡	村 大字	番地

2 命令の内容

森林における開発行為の中止

3 理由

森林法第 1 0 条の 2 第 1 項の規定により許可を受けなければならない開発行為であるが、許可を受けずに開発行為を行っているため。
(教示)

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に知事に対して異議申立てをし、又は行政事件訴訟法の定めるところによりこの処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 ヶ月以内（当該期間内であっても、処分の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）に県を被告として（訴訟において県を代表する者は知事となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定を知った日の翌日から起算して 6 ヶ月以内に提起しなければなりません。

中 止 命 令

指令 第 号
指令先

森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）第 1 0 条の 3 の規定により、下記のとおり、開発行為の中止を命ずる。

令和 年 月 日

鹿児島県知事 印

記

1 命令に係る土地の所在場所

	市	町	字
鹿児島県	郡	村 大字	番地

2 命令の内容

森林法第 1 0 条の 2 第 4 項の規定により指令 第 号に附した許可条件（具体的に条件の内容を記載）に違反しており、森林の有する公益的機能を維持するうえで支障があるため。

3 理由

森林法第 1 0 条の 2 第 1 項の規定により許可を受けなければならない開発行為であるが、許可を受けずに開発行為を行っているため。

（教示）

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に知事に対して異議申立てをし、又は行政事件訴訟法の定めるところによりこの処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 ヶ月以内（当該期間内であっても、処分の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）に県を被告として（訴訟において県を代表する者は知事となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定を知った日の翌日から起算して 6 ヶ月以内に提起しなければなりません。

復 旧 命 令

指令 第 号
指令先

森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）第 1 0 条の 3 の規定により、開発行為に対する復旧に必要な下記の工事の施行を命ずる。

（なお、 年 月 日付け指令 第 号で命じた中止命令については、復旧命令に係るものに限りこれを解除する。）

令和 年 月 日

鹿児島県知事

印

記

1 施行を命ずる工事の場所

鹿児島県 郡 村 大字 番地
市 町 字

2 施行を命ずる工事

（工種ごとに具体的に記載）

3 履行期限

（工種ごとに記載）

4 理由

森林法第 1 0 条の 2 第 1 項（又は第 4 項）の規定に違反しており、森林の有する公益的機能を維持するうえで支障があるため。

5 その他

命令に係る工事を施行するにあたっては、あらかじめ着手届、施行を完了した場合にあつては完了届を提出すること。

（教示）

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に知事に対して異議申立てをし、又は行政事件訴訟法の定めるところによりこの処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 ヶ月以内（当該期間内であっても、処分の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）に県を被告として（訴訟において県を代表する者は知事となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定を知った日の翌日から起算して 6 ヶ月以内に提起しなければなりません。

林地開発行為に関する措置報告書

令和 年 月 日

鹿 児 島 県 知 事
殿

住所

氏名

年 月 日 第 号で復旧命令を受けたことについて、下記のとおり措置したので報告します。

記

許可年月日及び番号	年 月 日指令 第 号
開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 所 在 場 所	
措 置 の 内 容	

復 旧 工 事 の 完 了 確 認 通 知

令和 第 号
 年 月 日

住所

氏名

鹿児島県知事

印

森林法第 1 0 条の 3 に基づく 年 月 日付け指令 第 号に
よる復旧工事については、完了を確認したので通知する。
（なお、 年 月 日付け指令 第 号）による中止命令は
本日付けでこれを解除する。）

林地開発行為事前申出書

令和 年 月 日

鹿児島県知事

殿

住所

氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

次のとおり開発行為をしたいので、林地開発事業計画書を提出します。

開発行為に係る 森林の所在場所	
開発行為に係る 森林の土地の面積	
開発行為の目的	
開発行為の着手 予 定 年 月 日	
開発行為の完了 予 定 年 月 日	
備 考	

注 面積は実測とし、ヘクタールを単位として小数第 4 位まで記載すること。

林地開発事業計画書

事業又は 施設の名称					
申請者	住所	〒 TEL			
	氏名	担当者			
事業計画の概要					
現況	地質		土壌		
	傾斜	° ～ °	標高	m ～ m	
面積	区分	地域森林計画対象民有林		耕地その他	計
		普通林	保安林		
	開発区域	ha	ha	ha	ha
開発行為に係る区域	ha	ha	ha	ha	
土地利用計画	区分	普通林・その他		保安林	計
	残置森林	ha		ha	ha
	造成森林	ha		ha	ha
	残置緑地	ha		ha	ha
	造成緑地	ha		ha	ha
	施設用地	ha		ha	ha
	その他()	ha		ha	ha
	計	ha		ha	ha

注 面積は実測とし、ha を単位として小数第 4 位まで記載すること。

通 知 書

令和 第 年 月 日
令和 第 年 月 日

様

鹿児島県知事 印

令和 年 月 日付けで事前申出のあった林地開発行為について審査したところ、森林法第 1 0 条の 2 第 2 項の許可基準に適合していると認めます。

また、工事施工中における土砂流出防止については、万全を期してください。